

# 三重県からのお知らせ

## 産業廃棄物処理 実績報告書の提出について

三重県の許可を有する産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」といいます。）は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）第18条第1項の規定に基づき、令和元年7月1日までに、平成30年度分（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の三重県内（三重県への搬入、三重県からの搬出を含む）における産業廃棄物の処理状況について報告いただく必要があります。

また、提出のあった報告書については、条例第18条第2項及び条例施行規則第15条の規定により、その内容を公表することとしており、報告をしない処理業者については、条例第18条第3項の規定に基づきその氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を公表する場合がありますので、ご承知おき願います。

なお、電子manifestoを利用した処理実績についても、本報告の対象となりますので、報告漏れのないようご留意下さい。

1. 提出部数 1部
2. 提出期限 令和元年7月1日（月）
3. 提出先 県内の処理業者については、各地域事務所等環境室  
県外の処理業者については、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課  
（県外の処理業者でも各地域事務所等で許可を受けている場合は、当該地域事務所等環境室が提出先となります。）
4. 提出方法 郵送、又は持参してください。（実績がない場合はFAX可）  
※平成30年度に処理実績のない場合は、報告書表紙の「実績の有無」の「無」に○印を付けて表紙のみをお送りください。
5. その他 平成30年度中に許可が失効したり、廃業等されたりした処理業者におかれても報告をお願いします。  
報告書の様式や提出先等の詳細は、三重県ホームページをご覧ください。

### 問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班  
TEL：059-224-2475 FAX：059-222-8136  
三重県ホームページ：「三重県 産業廃棄物処理実績報告書」で検索  
<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/42867014556.htm>

# 三重県からのお知らせ

## PCBを含む廃電気機器等の適正な取扱いについて

PCB廃棄物については、確実かつ適正な処分等を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」といいます。）」が平成13年6月に制定、平成28年5月に改正され、PCB廃棄物を保管している事業者は、PCB廃棄物の適正保管、処分期限内の適正処分及び保管状況等の届出などが義務付けられています。

しかしながら、三重県内において、PCB廃棄物の紛失・不適正処分等の事例が発生していることから、以下の点にご留意いただくとともに、ご協力いただきますようお願いいたします。

1. PCBを含む廃電気機器等やPCBの混入が確認された廃電気機器等（廃電気機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるもの）については、PCB廃棄物に係る処分業の許可または国の認定を受けた業者でなければ処理することができません。
2. 取り扱おうとする廃電気機器等にPCBが含まれる可能性がある場合は、これらのものを有価物または通常の産業廃棄物として取り扱うことができないため、取引しようとする排出事業者に対し、当該廃電気機器等についての経歴やPCBの分析結果等の情報を求め、PCB廃棄物でないことを確認してください。
3. PCB廃棄物である場合には、取引しようとする排出事業者に対して、廃棄物処理法及びPCB特別措置法に基づく適正保管等の措置が必要である旨の情報を提供するとともに、当該事業者の情報を三重県へお知らせいただきますようお願いいたします。

### 三重県内のPCB廃棄物の処分期限

廃棄物の種類	処理施設	処分期限	
高濃度PCB廃棄物	照明器具の安定器、 ウエス等の汚染物	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州PCB処理事業所	令和3年3月31日
	変圧器（トランス）、 コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所	令和4年3月31日
低濃度PCB廃棄物	処分施設毎の認定、 又は許可内容による	無害化処理認定施設又は都道府県 市知事等の許可施設	令和9年3月31日

※PCB濃度が5,000mg/kgを超えるものが高濃度、5,000mg/kg以下のものが低濃度。

**解体する建物に  
トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器が  
残っていませんか!**

●トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には有害物質であるPCBが含まれているかもしれません!  
●PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。

環境省

トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害物質であるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。PCBが含まれている場合、知らずに燃くずや廃油として売買、処分しても違法となり、処分の対象となる場合があります。PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。

「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器の扱いについて

所有者の方へ  
まず、廃電気機器にPCBが含まれているか否かの調査をしてください。

解体工事業者の方へ  
PCBが含まれている廃電気機器を許可なく引き取ることは違法です。

PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

●絶縁油にPCBを使用した電気機器（高濃度PCB廃棄物）  
電気機器に取り付けられている「封入」に認定されている型、製造年月を  
もたせ、廃電気機器メーカー又は一部製造元へ連絡し調査依頼（無料）に  
向かわせてください。これらの期間、自らは下記住所を参照してください。

[http://www.jema-net.or.jp/japanese/pis/pcb\\_hambetsu.html](http://www.jema-net.or.jp/japanese/pis/pcb_hambetsu.html)

●また電気機器がPCB含有の廃棄物についてはメーカー又は一部製造元へ連絡し調査依頼（無料）に  
向かわせてください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>

●廃棄物のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器（普通PCB汚染廃電気機器等）  
廃棄物に認定されている情報からは判別できません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●お問い合わせ先  
環境省

産業廃棄物適正処理推進センター（PCB担当） 03-5297-5651 <http://www.sanpainet.or.jp/>  
（※対応産業廃棄物処理業者事務所内）

環境省作成 解体工事業者向けのチラシ (<http://pcb-soukishori.env.go.jp> 参照)